

## 過疎中山間地域コミュニティ再生支援枠 質疑応答集

番号	質問・要望の内容	回答(地域振興課の意見)	質問者
7 一部 修正	地域コミュニティ組織が大学や民間団体等と連携した事業体等で申請する場合に、事務局が大学や民間団体等にあってもいいですか。	事務局は必ずしも地域コミュニティ組織になくても構いませんが、地域コミュニティにおける合意形成が必要であり、地域コミュニティ組織が構成メンバーであることを確認する必要があります。ただ単にその地域が大学等の研究フィールドであるとか、民間団体の活動地域がその地域であるといっただけでは認められません。なお、地域コミュニティ組織の関与が薄い場合は、サポート事業一般枠での申請となる。 なお、申請者は行政区、自治会、町内会等の地域コミュニティ組織の代表者が行うこととなる。	
26	財団法人自治総合センターで実施しているコミュニティ助成事業で不採択になった事業を採択することは可能か。	当該年度にコミュニティ助成事業で不採択となった場合でも、翌年度採択される可能性があるか見極める必要があると思われる。採択が難しい場合、コミュニティ支援枠での採択の可能もあるが、コミュニティ助成事業は物品購入が中心の事業であることから、コミュニティ支援枠として採択されるためには、コミュニティ再生に資する効果的な事業内容であることを事務計画書において示す必要がある。	県中地方振興局
27	ソフト事業の補助対象費の下限は25万円であるが、計画策定事業もこの要件なのか。かなり厳しい要件であると思われる。	要件ではない。	県中地方振興局
28	計画策定事業の事業計画書はどんな内容を記載すればよいか(計画策定のための計画書となると混乱する)。	記載内容は、「現状・課題・計画の方向性」や「コミュニティ再生にどのように結びつけるか」といった視点の他、「計画策定の実施体制(組織図・メンバーなど)」「計画策定のスケジュール」「計画策定のための会議やアドバイザー、先進地視察などの予定」などが考えられる。	県中地方振興局
29	計画策定事業について、採択する際、どのような基準で選考したらよいか、何か参考になるものがあればいただきたい。	詳細な採択基準は振興局に委ねる。 市町村ごとに優先順位をつけてもらう対応が現実的と考える。 採択基準を設定する場合、例えば、 ・「計画策定の実現性」(実施体制、スケジュール、経費見積もりから計画策定内容が合理的かつ実現可能な内容となっているか) ・「計画の創造性」(地域の課題等を正確に把握し、独創性のある計画策定が期待できるか) ・「事業化の実現性」(その計画が現実に事業化が期待できるような内容か) などが考えられる。	県中地方振興局

## 過疎中山間地域コミュニティ再生支援枠 質疑応答集

番号	質問・要望の内容	回答(地域振興課の意見)	質問者
30	計画策定事業について、計画にお金 があまりかからない場合、補助を受け ずに計画を策定することも可能だ と思うが、計画策定後、事業を実施す る場合、100万円までは10/10の補 助が受けられるのか。	受けられる。ただし、地域づくり計画として認められることが前提となる(地方会議での了承)。現実的には県・市町村職員の人的サポートが必要になると考えられる。	県中地方振興局
31	制度概要Q&AにあるA10で「話し合 い時のお茶代は食糧費で計上するこ とができます」とありますが、一方 事務取扱いについては、3の(14) で「実施主体の打合せ会議等に要す る食糧費は、補助対象としないこと。」 とあります。これらの解釈について教 えてください。なお、県中では従来 のサポート事業において、実行委員 会等におけるお茶等の食糧費につ いても全て対象外としております。	過疎・中山間コミュニティ再生支援枠(計画策定事業)における、話し合い時のお茶代(ペットボトルやお茶葉等)は食糧費で計上することができることを確認的に示したものです(茶菓子は対象外、酒代・食事代も対象外)。これは、「話し合い」そのものが計画策定事業の一部であり、「打ち合わせ会議」とは異なるためです。一般枠については事務取扱いのとおり対象外である。 別紙参照	県中地方振興局
32	一般枠の1次決定時のように、各振 興局の採択状況を取りまとめて対 外的に公表をしないのか。	コミュニティ再生支援枠の募集期間は、各振興局によって異なる上、随時募集の方法をとる予定の振興局もある。地域振興課で一括して例えば 月 日現在の状況として公表することも考えられるため、検討してご連絡したい。 なお、事業採択した場合は、一般枠と同様、地域振興課に報告願いたい。	県中地方振興局
33	複数の行政区が同じ目的で事業する 場合、複数の行政区で組織する協議 会が事業主体として申請することは 可能か。	地域コミュニティにおける合意形成が必要であり、申請にあたってその確認が必要である。複数の行政区等で組織されている協議会の中に、NPO等の民間団体などが構成員となっている場合があり、単にその地域が民間団体の活動地域がその地域であるとか、大学等の研究フィールドであるといっただけでは認められないため、注意が必要である。また、事業実施途中でいくつかの行政区が引き上げてしまう可能性もあるため、申請は代表の行政区が行う必要がある。	いわき地方振興局
34	村で行政区が一つしかない場合、村 が申請して良いか。	制度概要Q&Aの8を参照。 市町村が実施主体になる場合は、地域コミュニティ組織等が実施主体になるよりも、市町村が実施主体となるのが効率的な場合でコミュニティ活動などの支援に直結する事業となる場合である。 行政区等の地域コミュニティ組織が主体的に取り組むことが重要であるため、事業主体及び申請者は地域コミュニティ組織となる。	南会津地方振興局

## 過疎中山間地域コミュニティ再生支援枠 質疑応答集

番号	質問・要望の内容	回答(地域振興課の意見)	質問者																														
35	過疎・中山間地域コミュニティ再生支援枠について、3ヶ年を限度に継続できるとあるが、計画策定事業に1年間かかった場合、地域コミュニティの再生に関する事業は2ヶ年までが限度となるのか。	・計画策定事業に1年かかった場合も、その後の地域コミュニティの再生に関する事業3ヶ年を限度に継続できる。半年程度で計画を策定し、事業に着手するのが望ましいが、募集も新年度に入ってから行ったこともあり難しいと思われる。ただし、予算は当然単年度会計であり、次年度以降の事業決定を約束するものではない。	いわき地方振興局 (4/25担当者会議)																														
36	質疑応答集のQ34に関して、村にそもそも行政区がない場合、村が申請してよいかという内容の質問をした。この場合は、如何か。	検討する。 通常、市町村が事業主体となる場合は、A34のとおりであるが、この場合の問題点は、高率の補助率4/5を設定している過疎・中山間地域コミュニティ再生支援枠なのか、あるいは補助率2/3の一般枠での申請になるのかである。地域振興課で検討したい。  (回答) この事例の場合は、地域コミュニティの代表者が存在しないため、例外的に村が実施主体となってもやむを得ない。ただし、計画策定事業については、村が主体で計画策定した場合、村の振興計画になるおそれがあり、補助制度の趣旨から逸脱することから、原則認められない(実施要領参照)。	南会津地方振興局 (4/25担当者会議)																														
37	計画策定事業について、市町村が策定したものを利用してよいか。	既存の計画をベースにすることは構わないが、横流しは不可。地域コミュニティで十分な話し合いがなされることが重要。なお、計画策定事業については、1振興局あたり少なくとも1つの事業を実施してほしい。	南会津地方振興局 (4/25担当者会議)																														
38	地域コミュニティの再生に関する事業を実施した後、その検証を行い、その後計画策定事業を実施する話がでてくるが、その場合の補助率等の取扱いを教えてください。	計画策定事業をどの時期に実施しても、地域コミュニティ再生に関する事業は3ヶ年を限度に継続できる(下記参照)。例1のように、1年目の事業の補助率は、4/5以内、計画策定後の事業については100万円までは10/10以内、100万円を超える部分は4/5以内。ただしこの場合の計画策定後の事業については、2ヶ年までとする。  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>(例1)</td> <td>1年目 事業</td> <td>2年目 計画策定</td> <td>3年目 事業</td> <td>4年目 事業</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>4/5</td> <td>10/10</td> <td>※4/5</td> <td>※4/5</td> </tr> <tr> <td>(例2)</td> <td>1年目 事業</td> <td>2年目 計画策定</td> <td>3年目 事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>4/5</td> <td>10/10</td> <td>※4/5</td> <td>※4/5</td> </tr> <tr> <td>(例3)</td> <td>1年目 事業</td> <td>2年目 事業</td> <td>3年目 計画策定</td> <td>4年目 事業</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>4/5</td> <td>4/5</td> <td>10/10</td> <td>※4/5</td> </tr> </table>	(例1)	1年目 事業	2年目 計画策定	3年目 事業	4年目 事業	補助率	4/5	10/10	※4/5	※4/5	(例2)	1年目 事業	2年目 計画策定	3年目 事業		補助率	4/5	10/10	※4/5	※4/5	(例3)	1年目 事業	2年目 事業	3年目 計画策定	4年目 事業	補助率	4/5	4/5	10/10	※4/5	南会津地方振興局 (4/25担当者会議)
(例1)	1年目 事業	2年目 計画策定	3年目 事業	4年目 事業																													
補助率	4/5	10/10	※4/5	※4/5																													
(例2)	1年目 事業	2年目 計画策定	3年目 事業																														
補助率	4/5	10/10	※4/5	※4/5																													
(例3)	1年目 事業	2年目 事業	3年目 計画策定	4年目 事業																													
補助率	4/5	4/5	10/10	※4/5																													

※100万円まで10/10

## 過疎中山間地域コミュニティ再生支援枠 質疑応答集

番号	質問・要望の内容	回答(地域振興課の意見)	質問者
39	サポート事業について、一般枠と過疎・中山間コミュニティ再生支援枠とで流用する場合、何か手続きが必要となるか。	予算上の手続きは必要ないが、地域振興課に報告願いたい。	県南地方振興局
40	計画策定事業について、具体的な計画策定の他、全体の「構想」をつくる場合、その冊子等の作成経費は補助対象として認められるか。	制度概要Q & Aの10を参照。計画策定事業は条例第13条に定める地域づくり計画(地域コミュニティの再生に関する計画)を策定する事業である。全体構想と具体的な計画を一元的に策定すれば補助対象となるが、全体構想だけで冊子を作成する場合は補助対象として認められない。	いわき地方振興局
41	鉾山などの文化遺産を活用した事業(案内板の設置や観光案内プログラムの作成等)を実施したいが、鉾山がある行政区(A)は人が少ないため、隣接する別の行政区(B)で実施したいが、事業主体として認められるか。	認められる。ただし事業実施にあたり、A行政区の承認が必要と思われる。  ケースバイケースであるが、ある行政区が都市部に直売所を設置するなどの事業が認められるように、「主たる効果の及ぶ地域はどこなのか」という観点で判断する必要がある。A・Bが共同で事業主体となるのがベターである。	いわき地方振興局
42	ある行政区(約100世帯)があり、その中には7地区に分かれているが、その中の1地区だけが事業を実施する場合は認められるか。この行政区は地区同士で仲があまり良くないので、町も気を遣っている地域である。	認められない。行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体が事業主体となり、原則行政区での申請となる。	南会津地方振興局
43	計画策定事業の中で行政区内の現状を把握するため、バスで視察したいが、バスの借り上げ経費は認められるか。	バスを借り上げてまで視察を実施すべきかどうか(大人数での視察が妥当なものなのか)、必要性を見極める必要がある。	いわき地方振興局

## 過疎中山間地域コミュニティ再生支援枠 質疑応答集

番号	質問・要望の内容	回答(地域振興課の意見)	質問者
44	「実施要領」の「4事業の執行」の「(2) サポート事業」の「ア 事業の決定」中「地方振興局長は、サポート事業一般枠」とあるが、「一般枠」は誤りではないか。	お見込みのとおり。訂正する。	いわき地方振興局
45	過疎・中山間地域コミュニティ支援事業については設計費も補助対象となっている(「事務取扱い」の「3 対象事業について」の(11)に記載)が、「補助金交付要綱」の第3条第3項に記載されている提出書類のうち「実施設計書」及び「事務取扱い」の「1 事業の執行に必要な関係書類(様式)について」の(9)に記載されている「完成予想図」「平面図」「事業費積算内訳書(設計書又は見積書の写し等)」は設計委託しないと提出できない。	事業費の中に設計費がある場合は、「完成予想図」「平面図」については簡易なものを、「実施設計書」「設計書」の提出は不要であるが、見積書等の写しを添付すること。ただし、設計終了後審査をする必要があることから、速やかに提出させること。	いわき地方振興局
47	5月6日の民報に掲載された国土交通省のモデル事業(「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業)との違いを明確にしてほしい。	別紙2参照。 国事業は、県事業と比較すると、事業主体や対象事業等幅広い支援となっている。全体事業費3億円、1事業あたり上限500万円となっており、少なくとも約60団体が実施可能である。国事業では「新たな公」による地域づくりの全国展開を目的としており、NPO法人や地域づくり団体等が実施するコミュニティの創生活動をモデル的に実施するものであるため、県事業のように事業主体が行政区や自治会、町内会等の地域コミュニティ組織の場合は、国事業の対象ではあるが、採択の優先順位が低い可能性があると思われる。 NPO法人等の地域づくり団体からの相談があった場合には国事業を紹介していただきたい。  国土交通省HP参照 <a href="http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/page02.html">http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/page02.html</a>  <a href="http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/02/020401_2_.html">http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/02/020401_2_.html</a>	会津地方振興局

(別紙(Q31)) 計画策定事業の「お茶代」の取扱いについて

「地域づくり総合支援事業事務取扱いについて」3の(14)  
「実施主体の打合せ会議等に要する食糧費は、補助対象としないこと。」

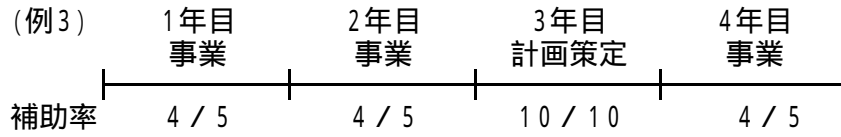
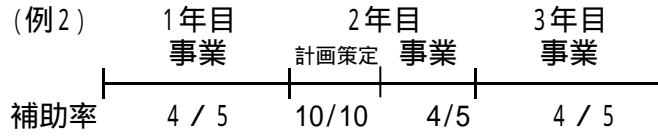
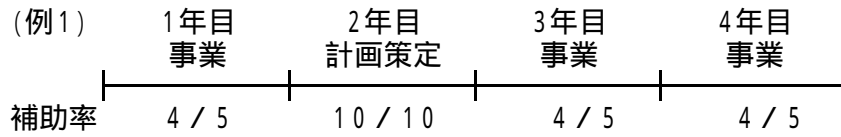
「制度概要Q & A」  
計画策定事業の「話し合い時のお茶代は食糧費で計上することができます」

計画策定事業においては「話し合い」をしていただくことが重要。

「話し合い」そのものが計画づくり事業の一部であり、「打合せ会議」ではない。

「話し合い」に要する「お茶代」は補助対象とする。

従来のサポート事業(一般枠)の事業本体の食糧費(イベント経費の中の弁当代等)は対象となっているのと同様の取扱いとなる。



100万円まで10/10

別紙2 (Q47)

	県事業(過疎・中山間地域コミュニティ再生支援枠)	国事業(「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業)
事業主体	地域コミュニティ組織等(行政区、自治会、町内会等)、市町村	・「新たな公」の担い手となる民間団体(地域団体、NPO法人等) ・市町村(民間団体と連名の上、代表団体となつて、当該民間団体による取組を対象としたモデル事業について応募。単独での応募は不可。)
対象地域	過疎・中山間地域	中山間地域等、地方中小都市
対象事業	地域コミュニティの再生に関する事業 地域コミュニティの再生に関する計画策定事業	地方公共団体のみでの対応が困難であり、かつ営利活動としての取組が困難な課題であり、地域の実情に応じた地域づくりに関わる課題を幅広く設定可能。 (テーマ例) ・集落機能の維持 ・耕作放棄地の管理・利活用 ・二地域居住・定住促進
実施期間	3年	3年(継続的な実施が可能となるよう考慮)